

平成 23 年 4 月 27 日
厚生労働省 奈良労働局発表

担 当 者	奈良労働局労働基準部健康安全課 健康安全課長 中北 淳一 労働衛生専門官 西岡 睦博 TEL 0742-32-0205
-------------	--

労働災害発生数過去最少を記録（平成 22 年：奈良県）

= 労働災害死亡者は 2 人増加 =

1. 平成 22 年における奈良県下の労働災害発生数（休業 4 日以上 of 被災者数）

平成 22 年における奈良県下の休業 4 日以上 of 労働災害被災者数は本年 3 月末日をもって確定したが、資料 1 のとおり全産業において 1,335 人と平成 21 年に比べて 76 人・5.4%の減少となった。

この発生数は、資料 2 のとおり、ここ数年間の横ばい傾向を脱し、これまで最も少なかった平成 14 年の 1,362 人を下回る過去最少を記録したものである。

2. 業種別の労働災害発生状況

労働災害発生状況を業種別に見た場合、業種間で対極的な増減状況となっており、過去から災害多発業種であった「製造業」や「建設業」においては、資料 3 のとおり、ほぼ一貫して着実な減少傾向にある一方で、「商業」、「保健衛生業」、「接客娯楽業」といった「第三次産業」においては、大幅な増加を示しており、特に「保健衛生業」では平成 13 年の発生数の 2.5 倍以上、「商業」でも 1.7 倍にも達している。その結果、平成 20 年以降、「商業」の発生数が「建設業」を上回る状況が継続している。

3. 労働災害増減の要因

県下の労働災害が平成 20 年から連続して減少してきているのは、経済活動の停滞という社会的な背景もさることながら、行政、労働災害防止団体及び関係業界団体等において、数年前から導入及び実施を促進しているリスクアセスメントの導入・定着が進んできていることが要因の一つと判断しているところである。特に、早い時期からリスクアセスメントの導入・実施に取り組んできた「製造業」や「建設業」において、その効果が顕著に現われているものと推察している。

リスクアセスメントという労働災害防止手法は、資料 4 にあるとおり、職場、作業場内等に潜在している労働災害発生要因を、労働災害が発生する前に見つけ出し、そのリスクを定量評価し、よりリスクが大きい要因から対策を講じる（災害の芽を摘み取る）ことで、労働災害を未然に防止するという手法である。

また、「第三次産業」で労働災害が大幅に増加しているのは、事業場数及び就労労働者数の増加がその大きな原因と考えている。特に、「社会福祉施設」においては、その増加状況が顕著となっている。(平成13年調査に比べ平成18年調査では、事業場数、労働者数とも約1.5倍に増加している。)

4. 死亡災害発生状況

平成22年の県下の労働災害死亡者数は14人と一昨年に比べて2人増加したが、これは、資料5のとおり、増加はしているものの過去4番目に少ない発生数でもある。

業種別(資料6)に見ると、依然として「建設業」で最も多い5人を占め、さらに、建設工事現場における警備員が被災した災害等、「上記以外の事業」に区分している建設業関係事業場での2人を加えると建設関係で7人と半数を占めるに至っている。

他の業種では、製造業、道路貨物運送業、ゴルフ場業(上記以外の事業に区分)において、各2人の死亡者があったところである。

災害発生原因別では、依然として「墜落・転落災害」が5人と最も多く、次いで交通事故3人、熱中症2人と続いている。

建設業においては、5人のうち、4人が「墜落・転落災害」によるもので、いずれも小規模事業場において発生しており、労働災害防止措置が十分に講じられていなかったことが主な原因となっている。

なお、平成23年に入ってから昨日現在までの死亡者数は、1人(昨年同期5人)となっている。

5. 全国における労働災害発生状況

全国の労働災害発生数は、昨年、死亡者数、休業4日以上の被災者数とも増加に転じ、死亡者数は1185人(暫定値)と110人・10%、休業4日以上の被災者数は116,733人(暫定値)と2,581人・2.2%の増加となった。

特に死亡者数については、10年以上にわたり一貫して減少していたものが、建設業を除き、ほぼ全ての業種において増加に転じている。

6. 奈良労働局における今後の労働災害防止の取組

奈良労働局(局長 小松克行)では、近年の労働災害減少傾向を着実なものとするため、引き続き労働災害多発業種・増加業種、労働災害多発原因を主な対象として、事業場・現場への監督指導・個別指導を計画的に実施するとともに、業界団体、事業場集団、地域団体等を対象に集団指導も併せて実施することとしている。

また、死亡災害の撲滅に向けては、死亡災害等、重篤な結果につながるが多い「墜落・転落災害」、「交通労働災害」等の防止を主眼とした指導を重点とするとともに、熱中症の発生が危ぶまれる夏季に向けては、熱中症予防対策を集中的に取

平成 22年 業種別労働災害発生状況 (前年同期対比)

《平成23年3月確定分》

資料No.1

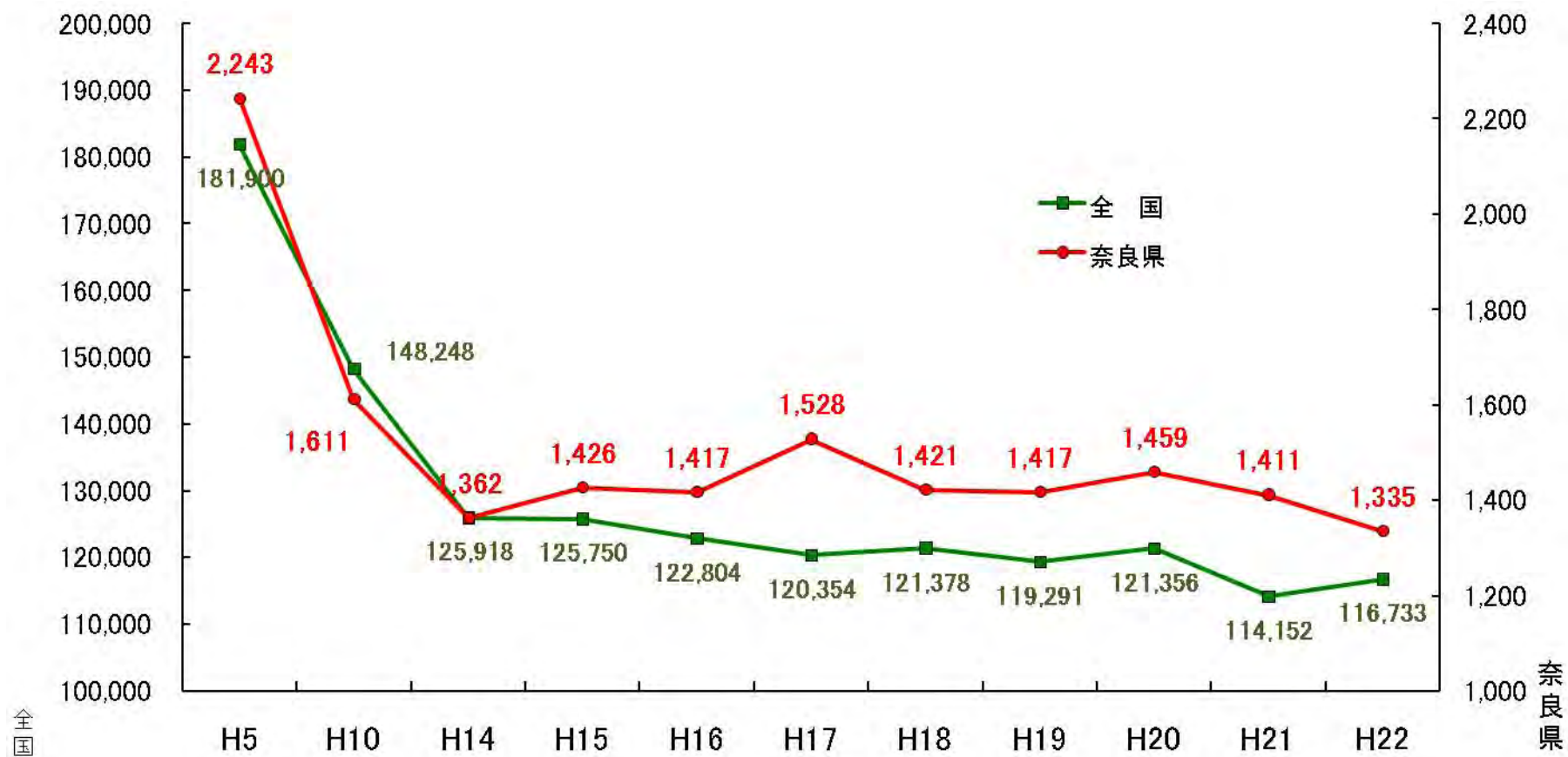
業 種	区 分	平成22年	平成21年	増減数	増減率
全 産 業 合 計		⑭ 1,335	⑫ 1,411	-76	-5.4%
製 造 業		② 347	② 355	-8	-2.3%
	食 料 品 製 造 業	67	73	-6	-8.2%
	織 維 工 業	3	7	-4	-57.1%
	衣服その他の繊維製品製造業	8	6	2	33.3%
	木材・木製品製造業	55	36	19	52.8%
	家具装備品製造業	7	12	-5	-41.7%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	13	2	15.4%
	印 刷 ・ 製 本 業	10	① 11	-1	-9.1%
	化 学 工 業	56	63	-7	-11.1%
	窯業土石製品製造業	① 9	11	-2	-18.2%
	鉄 鋼 業	① 13	4	9	225.0%
	非鉄金属製造業	5	6	-1	-16.7%
	金属製品製造業	50	40	10	25.0%
	一般機械器具製造業	12	11	1	9.1%
	電気機械器具製造業	6	10	-4	-40.0%
	輸送用機械器具製造業	7	10	-3	-30.0%
	電気・ガス・水道業	1	① 6	-5	-83.3%
	そ の 他 の 製 造 業	23	36	-13	-36.1%
鉱 業		0	1	-1	-100.0%
建 設 業		⑤ 178	④ 207	-29	-14.0%
	土 木 工 事 業	② 55	① 68	-13	-19.1%
	建 築 工 事 業	③ 101	② 117	-16	-13.7%
	木造家屋建築工事業	② 57	① 44	13	29.5%
	そ の 他 の 建 設 業	25	① 22	3	13.6%
運 輸 交 通 業		② 144	162	-18	-11.1%
	道 路 貨 物 運 送 業	② 135	141	-6	-4.3%
貨 物 取 扱 業		3	6	-3	-50.0%
林 業		① 63	① 71	-8	-11.3%
	木 材 伐 出 業	① 52	① 53	-1	-1.9%
	そ の 他 の 林 業	11	18	-7	-38.9%
商 業		225	② 234	-9	-3.8%
保 健 衛 生 業		98	84	14	16.7%
接 客 娛 楽 業		② 107	92	15	16.3%
	ゴ ル フ 場 業	② 29	23	6	26.1%
清 掃 ・ と 畜 業		48	① 48	0	0.0%
	ビルメンテナンス業	20	① 21	-1	-4.8%
	廃棄物処理業	26	8	18	225.0%
警 備 業		① 7	① 13	-6	-46.2%
上 記 以 外 の 各 種 事 業		① 115	① 138	-23	-16.7%

《注1》この統計は、労働者死傷病報告に基づく。(両年とも3月末日までに機械入力処理した報告の集計である。)

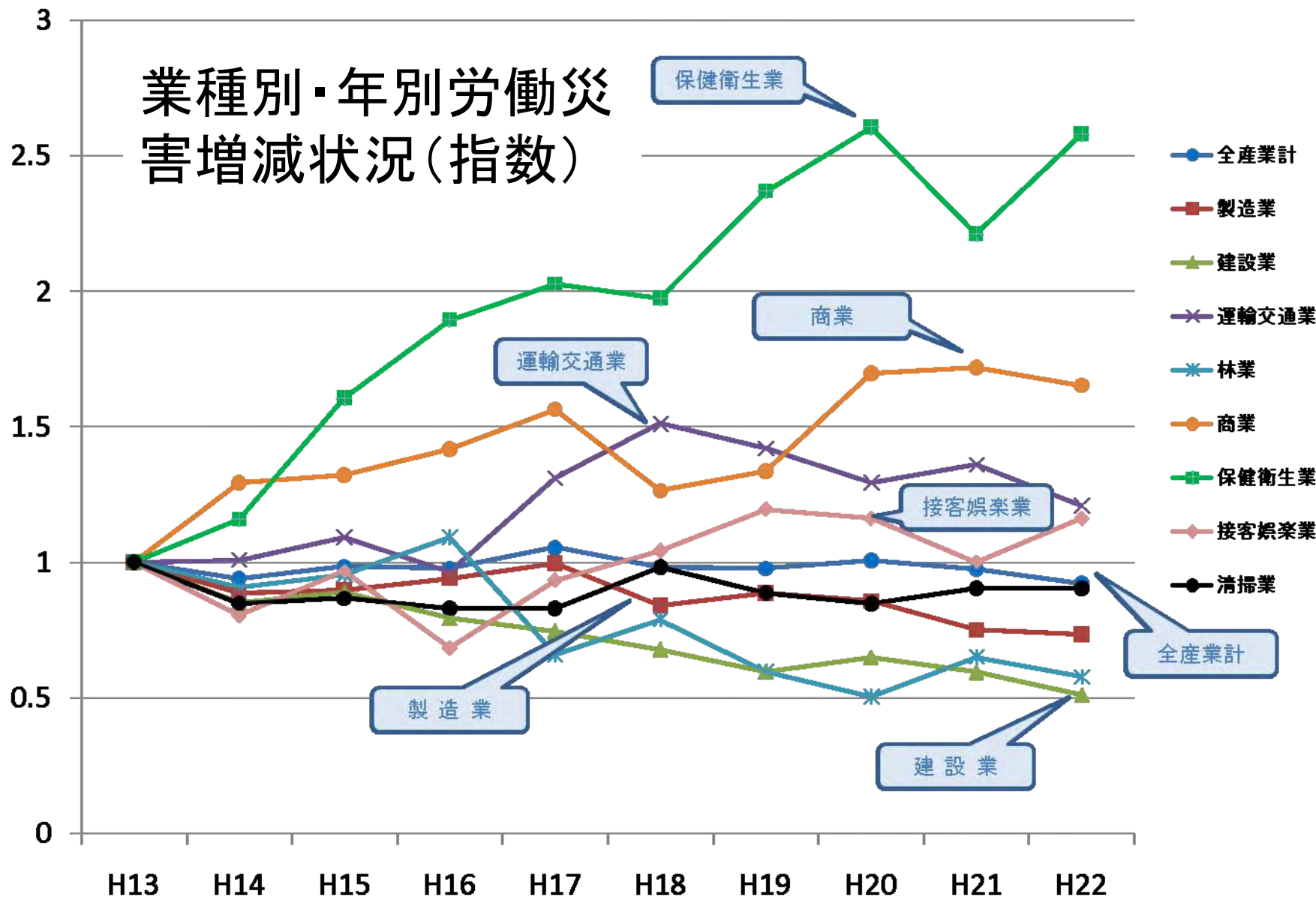
《注2》○内の数字は、死亡者数を内数で示している。

奈良県における労働災害の推移

(休業4日以上 の災害)



業種別・年別労働災害増減状況(指数)

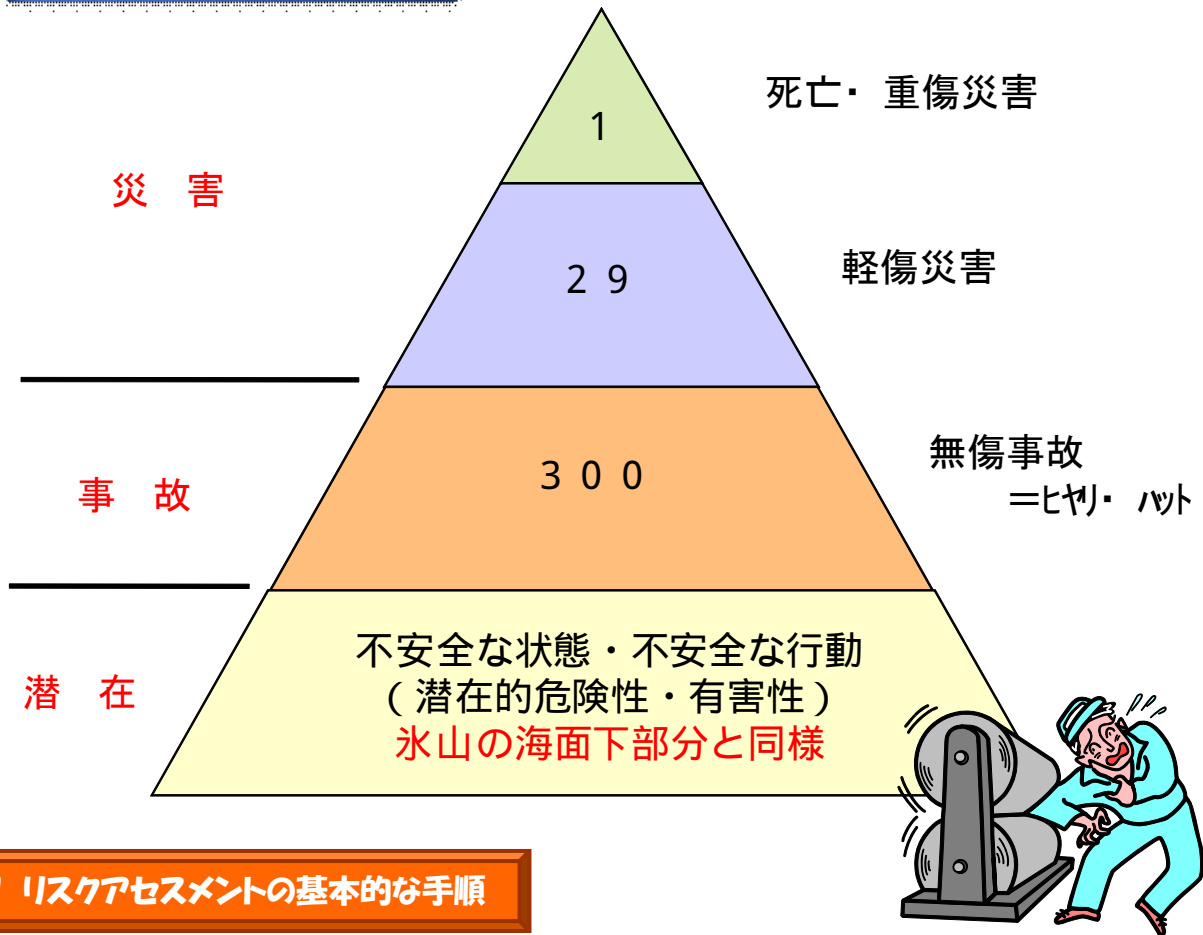


職場の **リスク** アセスメント

奈良労働局

従来の労働災害防止対策は、発生した労働災害の原因を調査し、類似災害の再発防止対策を確立するという手法が基本でしたが、これからは、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、災害が発生する前に的確な安全衛生対策を講ずることとするのが「**リスクアセスメント**」です。

ハインリッヒの法則



スタート

危険性又は有害性の特定※

危険性又は有害性ごとのリスクの見積り

リスク低減のための優先度の設定・リスク低減措置内容の検討

リスク低減措置の実施

『危険性又は有害性』とは、労働者に負傷や疾病をもたらす物、状況のことで、作業者が接近することにより危険な状態が発生することが想定されるものをいいます。危険性・有害性は、「ハザード」とも言われます。

2 リスクの見積り・評価（事例）

1 特定した危険性・有害性に近づく頻度

近づく頻度	評価点	評価の基準
頻繁	4点	数回/日（頻繁に立ち入ったり、接近したりする。）
時々	2点	1～2回/日（トラブル、修理、調整等で立ち入ったり、接近したりする。）
減多にな い	1点	数回/週（一般的に危険領域に立ち入ったり、接近する必要はほとんどない。）

2 危険性・有害性に近づいたときに「ケガ」をする可能性

ケガの可能性	評価点	評価の基準	
可能性が非常に高い	6点	設備面	安全対策がなされていない。表示や標識はあっても不備が多い状態である。
		管理面	安全ルールを守っていても、よほど注意力を高めないと災害につながる。安全ルールや作業標準すらない状態。
可能性が高い	4点	設備面	防護柵や防護カバー、その他安全装置がない。たとえあったとしても相当不備がある。非常停止や表示・標識類は一通り設置されている。
		管理面	安全ルールや作業標準はあるが守りにくい。注意力を高めていないとケガにつながる可能性がある。
可能性がある	2点	設備面	防護柵や防護カバーあるいは安全装置等は設置されているが、柵が低い隙間が大きい等の不備がある。危険領域への侵入や危険性又は有害性との接触が否定できない。
		管理面	安全のルールや作業標準等はあるが、一部守りにくいところがある。うっかりしているとケガにつながる可能性がある。
可能性はほとんどない	1点	設備面	防護柵・防護カバー等で囲まれ、かつ、安全装置が設置され、危険領域への立入りが困難な状態。
		管理面	安全のルールや作業標準等は整備されており、守りやすい。特別に注意しなくともケガをすることはほとんどない。

3 想定される「ケガ」の程度

ケガの程度	評価点	評価の基準
致命傷	10点	死亡や永久的労働不能につながるケガ
重傷	6点	重傷（長期療養を要するケガ）及び障害が残るケガ
軽傷	3点	休業災害及び不休災害（いずれも完治可能なケガ）
微傷	1点	手当てをすれば、直ちに元の作業に戻れる微傷のケガ

4 リスク及びリスクポイント


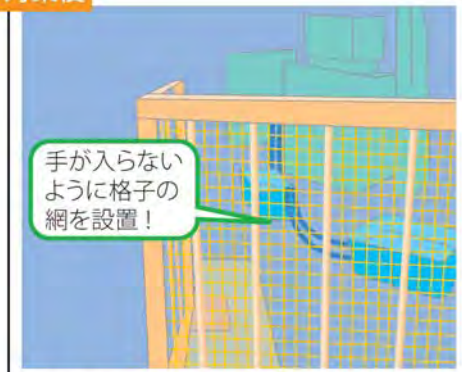
4 リスクポイント = 1 危険性・有害性に近づく頻度 + 2 ケガをする可能性 + 3 ケガの程度

リスク	リスクポイント	評価	基準
	14 ~ 20	直ちに解決すべき問題がある	直ちに作業中止又は改善する
	12 ~ 13	重大な問題がある	優先的に改善する
	9 ~ 11	かなり問題がある	見直しを行う
	6 ~ 8	多少問題がある	計画的に改善する
	3 ~ 5	必要に応じて、リスク低減対策を行う	残留リスクに応じて教育や人材配置をする

5 リスク低減措置の実施

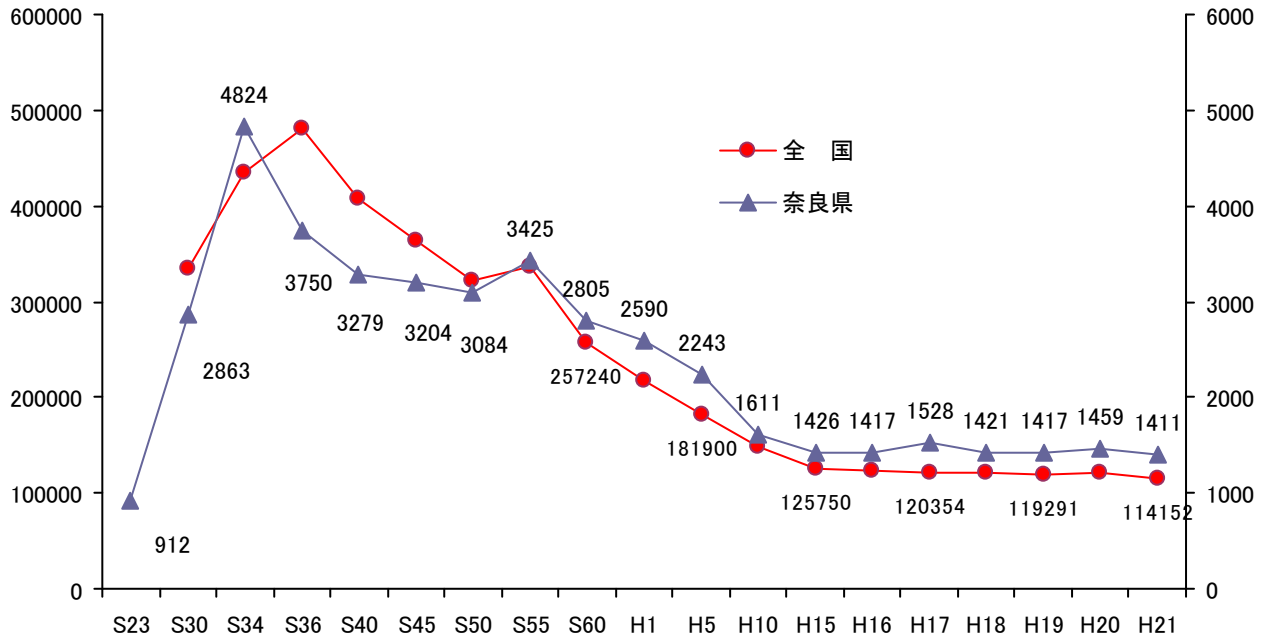
4のリスクポイントからリスク低減措置の優先度を決定し、リスクを低減するための措置内容を検討の上、実際に対策（リスク低減措置）を実施することになります。

措置（対策）事例

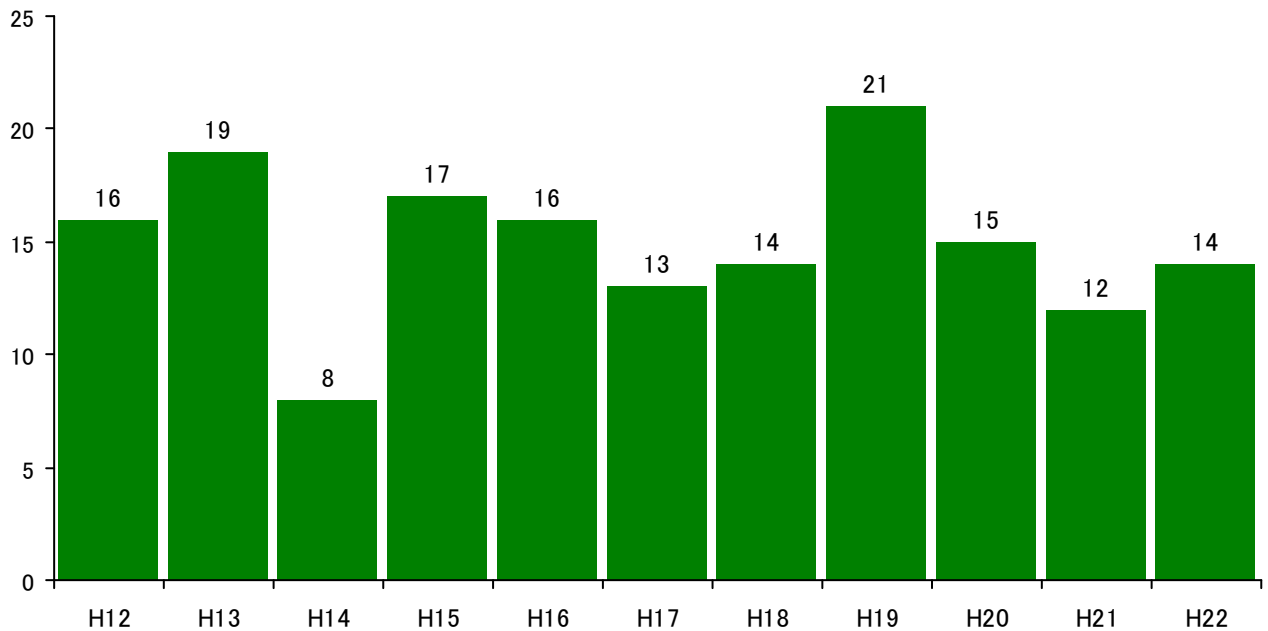
対策前		対策後								
 <p>● 柵中に回転体があるが柵から手が容易に入った。</p>		 <p>手が入らないように格子の網を設置！</p> <p>● 手が入らないように格子の網をはり改善をした。</p>								
リスクの見積り・評価		リスクの見積り・評価								
危険に近づく頻度	けがの可能性	けがの程度	リスクポイント	リスク	危険に近づく頻度	けがの可能性	けがの程度	リスクポイント	リスク	
柵の隙間が広いので、手が機械に触れて打撲する。	2	4	3	9	III	1	1	3	5	I

参考：奈良県における労働災害発生状況

1．休業四日以上之死傷者数（奈良県・全国）



2．死亡者数



お問い合わせ等は、奈良労働局健康安全課又は各労働基準監督署へ

労働局：0742(32)0205

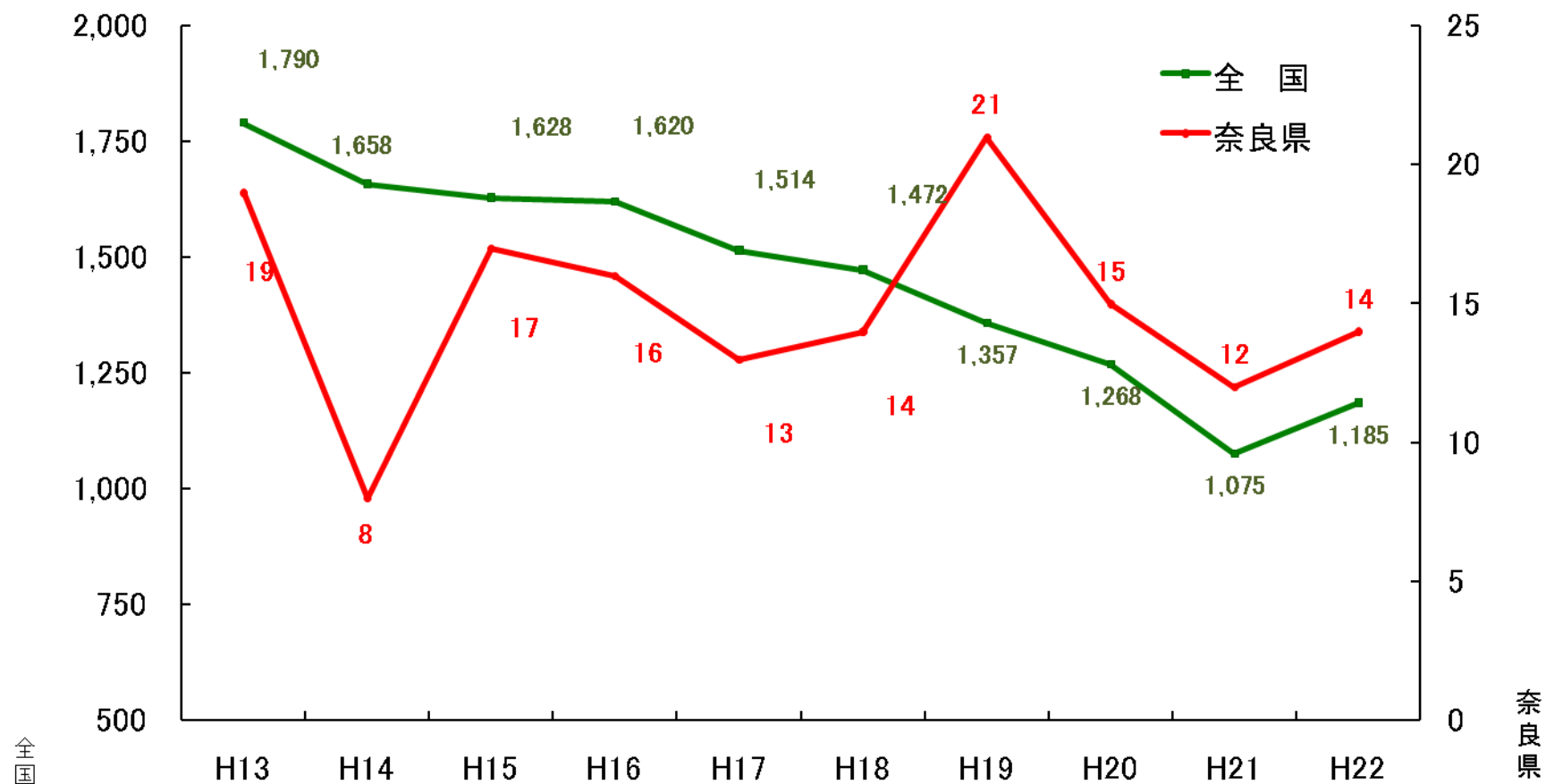
奈良署：0742(23)0435

桜井署：0744(42)6901

葛城署：0745(52)5891

大淀署：0747(52)0261

奈良県における死亡災害の推移



(全国の平成22年は、暫定数)

平成22年 死亡災害発生状況

	平成22年	平成21年	平成20年
全産業	14(3)	12(3)	15(7)
製造業	2(1)	2	2
（内）木材・木製品製造業			1
建設業	5	4	4(1)
（内）土木工事業	2	1	2(1)
（内）建築工事業	1	1	2
（内）木造等低層住宅建築	2	1	
（内）その他の建設業		1	
道路貨物運送業	2(1)		
林業	1	1	2
商業		2(2)	3(2)
上記以外の事業	4(1)	3(1)	4(4)

※（括弧）内は、交通労働災害死亡者数で、内数